

※ 保存期間 30 年(令和 13 年 12 月 31 日まで)

○道路管理者と公安委員会又は警察署長との間における協議及び意見聴取(協議)事務の処理要領について(通達)

(昭和 50 年 3 月 25 日徳交企第 85 号)

改正 平成 6 年 1 月徳高速甲第 24 号

徳企監甲第 34 号

平成 14 年 2 月徳交規甲第 52 号

令和 3 年 8 月 30 日徳交規第 5230 号

各部(室)課(校)長

各警察署長

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 79 条及び第 80 条並びに道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条第 1 項による道路占(使)用についての協議並びに道路交通法第 110 条の 2 の 2 項及び道路法第 95 条の 2 の規定による意見の聴取及び回答事務の処理については、「道路の管理者と警察署長との道路の占(使)用許可手続等に関する協定について(昭和 36 年 3 月 27 日徳交第 176 号)により、各警察署長と各道路管理者との間で協定を結び実施されていたところであるが、昭和 50 年 4 月 1 日から県下統一し次の要領により処理することとしたので遺憾のないようにされたい。

なお、道路の管理者と警察署長との道路占(使)用許可手続等に関する協定について(昭和 36 年 3 月 27 日徳交第 176 号)及び道路の管理者と警察署長との道路の占(使)用許可手続等に関する協定(案)の解釈運用について(昭和 36 年 4 月 13 日徳交第 206 号)は、廃止する。

記

1 趣旨

道路法の一部改正により、道路管理者の公安委員会に対する意見聴取事項に変更があつたこと及び徳島県警察本部事務専決規程(昭和 46 年徳島県警察本部訓令第 18 号)の一部改正により道路管理者が公安委員会の意見を聴取すべき事項のうち、区画線(車道中央線及び車道外側線)の設置又は通行の禁止若しくは制限に関する事項については、警察署長の専決で処理できることとしたことなどのため、事務処理要領の整備、統一を図ることとした。

なお、この事務処理要領は、国土交通省及び徳島県の下承を得ているほか、市町村に対しては、徳島県(道路保全課)から同様の方式で処理するよう指示済みである。

2 道路管理者との協議要領

道路交通法第 79 条及び第 80 条並びに道路法第 32 条第 5 項の規定に基づき、道路管理者と警察署長との間で行われる道路占(使)用の協議事務の処理については、別添第 1 の「道路管理者と警察署長との道路占(使)用許可に関する協議の処理要領について」により処理すること。

3 道路管理者との意見聴取要領

道路交通法第 110 条の 2 の 2 項及び道路法第 95 条の 2 の規定に基づく特定の交通規制並びに区画線(車道中央線及び車道外側線)の設置又は道路における通行の禁止若しくは制限に関する意見聴取事務の処理については、別添第 2 の「道路管理者と公安委員会との通行の禁止、安全施設等の設置及び特定の交通規制実施の際における意見聴取事務の処理要領について」により処理すること。

別添第 1

道路管理者と警察署長との道路占(使)用許可に関する協議の処理要領について

道路法第 32 条第 5 項並びに道路交通法第 79 条及び第 80 条の規定による道路管理者と公安委員会の協議要領を次のとおり定める。

記

1 道路占(使)用許可の協議

- (1) 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 32 条第 5 項及び道路交通法(昭和 35 年法律第 150 号)第 79 条による協議は、先に道路占(使)用許可申請書を受理した道路管理者又は警察署長が別記様式第 1 号の協議書を送付して行うものとする。ただし、急を要しあらかじめ文書による協議をするいとまがないときは口頭により協議することができる。
- (2) 前項の協議書を受理した道路管理者又は警察署長は、別記様式第 2 号により回答するものとする。

2 道路管理者からの特例協議

道路交通法第 80 条第 1 項の規定による道路管理者から警察署長への協議は、別記様式第 3 号の特例に関する協議書を送付して行うものとし、協議を受理した警察署長は、別記様式第 4 号の特例の回答書により速やかに回答するものとする。

3 事務の処理

道路法第 32 条第 5 項及び道路交通法第 79 条並びに第 80 条の規定に基づく協議及びその回答の事務については、道路管理者(道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 1 項に規定する道路管理者をいう。)と警察署長との間で処理するものとする。

別記様式第1号(別添第1の1の(1)関係)

第 号 年 月 日 殿 道 路 () 用 許 可 の 協 議 書 みだしのことについて別添のとおり申請があつたので、下記のとおり許可したいと思いますので 法第 条第 項の規定により協議します。	
申 請 者	住 所 氏 名
() 用 の 目 的	
場 所 又 は 区 間	
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時迄
方 法 又 は 形 態	別添のとおり
現 場 責 任 者	住 所 氏 名 電 話 局 番
備 考 (許 可 条 件)	

別記様式第2号(別添第1の1の(2)関係)

第 号 年 月 日 殿 道路()用許可の協議に対する回答書 みだしのことについては、 年 月 日付第 号文書によつて協議を受けましたが次のとおり回答します。なお使用許可申請書は確かに受け取りました。	
()用許可の 意 見	許 可 す る 許 可 し な い
許 可 期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
許 可 条 件	
備 考	

別記様式第3号(別添第1の2関係)

第 号 年 月 日		
警 察 署 長 殿		
道 路 使 用 の 特 例 に 関 す る 協 議 書		
次のとおり工事等を行おうと思いますので、道路交通法(昭和35年法律第105号)第80条第1項及び工事又は作業を行なう場合の道路の管理者と警察署長との協議に関する命令(昭和35年 ^{総理府} _{建設省} 令第2号)の規定により協議します。		
路 線 名	国 道 県 道 市 町 村 道	
場 所 又は 区 間	郡 市 町 村 から 郡 市 町 村 まで メートルの間	
期 間 (時 間)	年 月 日 から 年 月 日 時 まで 日間 ----- 工事・作業 ※ 終日工事 { の 時 間 帯 ※ 時間工事 }	
禁 止 又 は 制 限 の 対 象 者 (車)	※ 全面通行禁止	※ 大型自動車以上通行禁止
	※ 車両通行禁止	※ 片側通行
	※ 軽三輪以上通行禁止	※ トン以上重量制限
	※ 普通自動車以上通行禁止	※ 通行規制なし
工 事 の 方 法 の 概 要		
う 回 路	無 有 路線は	
道 路 標 識		
信 号 人 又 は 信 号 措 置		
備 考		

注 ※印は○で囲んだもの。

別記様式第4号(別添第1の2関係)

第 号 年 月 日 殿 警 察 署 長 道路使用の特例の協議に対する回答書 みだしのことについて 年 月 日付第 号 文書によつて協議を受けましたので次のとおり回答します。	
希 望 又 は 意 見	
備 考	